

## 医療 DX 推進体制整備について

当院では、質の高い診療を実施するため、十分な情報を取得し、それを活用して診療を行う、医療 DX 推進体制を整備しています。

医療 DX 推進体制とは、

- 1、 オンライン資格確認システムを運用し、取得した受診歴、薬剤情報、特定健診情報等を活用した診療が行えます。電子処方箋の発行も可能となります（現在整備中）。
- 2、 電子カルテ情報共有サービスにより、患者様の了承の元、他の医療機関との間で診療情報をスムーズに提供・取得できます。

※医療 DX 推進体制整備加算（初診時に 8 点）。

## 在宅医療における DX 推進体制整備

在宅で療養を行っている患者さんにも安心して医療を受けていただくために、オンライン資格確認等システム電子カルテ情報共有サービスの導入により診療情報や薬剤情報を活用することで質の高い医療を提供します。

※在宅医療 DX 情報活用加算 10 点

## 医療情報取得加算について

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています（医療情報取得加算の算定医療機関）。国が定めた診療報酬算定要件に従い下表の通り診療報酬点数を算定します。

受診の際、マイナ保険証を利用する方

初診（月 1 回）：1 点

再診（3 ヶ月に 1 回）：1 点

受診の際、マイナ保険証利用されない方

初診（月 1 回）：3 点

再診（3 ヶ月に 1 回）：2 点

※正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解ご協力をお願いします。

※「公費負担受給者証」については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。

## 一般名処方加算について

患者さんに安定的に医薬品を提供する観点から、保険薬局において銘柄によらず調剤できることで対応の柔軟性を増すために、当院では一般名処方を行っています。

一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合でも患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。令和6年10月より、医療上の必要性があると認められない場合に、患者さんの希望を踏まえ処方等した場合は選定療養（自己負担）となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者さんに十分に説明致します。

※一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方せんに記載することです

## 時間外対応加算について

病院と診療所の機能分化を目的に、時間外 対応への取り組みが設けられています。

かかりつけ医機能有する診療所等において、2024年6月1日より、継続的に通院治療をされている患者さんからの問い合わせ等に、医師または看護師が、一定時間に限り対応いたします。

☆対応時間：標榜時間外の18時～22時

☆時間外対応加算は、通常診療時間内であってもすべての再診患者さんに適用されます。

（時間外対応加算3点）

☆通常の治療内容や病状の相談、検査結果などの対応ではありません。この場合は、電話再診料の対象となります。

## 外来感染対策向上加算について

当院は、院内感染防止策として、必要に応じて次のような取り組みを行っております。

- 1、感染管理者である院長が中心となり、職員全員で院内感染対策を推進します。
- 2、院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、地域の基幹病院（南九州病院）との合同研修会を年2回実施します。
- 3、感染性の高い疾患（インフルエンザ、コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、  
一般診療の方と分け、発熱外来での対応を行います。

- 4, 抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします。
- 5, 標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、職員全員で、院内感染対策を推進していきます。
- 6, 地区医師会と協力し院内感染対策の向上に努めます。

### 生活習慣病管理料（Ⅱ）について

年々増加する生活習慣病対策の一環として厚労省より令和6年6月1日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた「特定疾患管理料」を廃止し、個人に応じた療養計画に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行するよう指示がありました。

本改定に伴い、令和6年6月1日から厚労省の指針通り、高血圧、脂質異常症、糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で「特定疾患管理料」を算定していた方は、「生活習慣病管理料」へと移行いたします。

この改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」へ書名（サイン）を頂く必要があります。

どうかご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 地域におけるかかりつけ医機能に関するお知らせ

当院は、かかりつけ医機能、包括的な診療の取組として下記のご相談等に対応しています。

- ① 健康診断結果等の健康管理に係る相談
- ② 保健・福祉サービスに関する相談
- ③ 夜間・休日を含む緊急時の対応方法等の 相談
- ④ 必要に応じ専門医又は専門医療機関への紹介

※当院は、医療機能情報提供制度（かごしま医療情報ネット）を利用し、診療科目、診療日、診療時間や対応可能な疾患治療内容等検索する事が可能です。

### 明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨お申し出ください。